

英國の地方財政読本(5)

——地方団体の会計処理——

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 011 (MAY.28,1990)

第10章 地方団体の日常的財務

- 現金会計
- 借り入れ
 - なぜ地方団体は借り入れを行うのか
 - 地方債総合基金はどのように運営されるか
 - 地方団体への融資の安全性
 - 会計監査との関係

第11章 出納財務官の役割

- 法律の規制
- 議員との関係
- 出納財務官とマネジメント・チーム
- 出納財務官の個人的責任

第12章 内部会計監査および外部会計監査

- 内部会計監査
- 外部会計監査
- 外部会計監査官の義務
- 会計監査実務規則
- 公益を考慮した報告
- 外部会計監査官の義務
- 会計監査以前における住民の閲覧のための便宜
- 特別会計監査
- 外部会計監査官の新しい権限
- 会計監査委員会

第13章 金銭的効率性

第14章 情報公開

法的規制

地方団体の会計

1985年の地方自治（情報公開）法

データ保護法

実務規則

地方税の請求

年次報告

比較のための統計

会計報告の閲覧

（「英国の地方財政読本」全6巻については末尾「CLAIR REPORT既刊のご案内」をご参照下さい。）

第10章 地方団体の日常的財務

・現金会計 (Cash Flow)

地方団体は、企業経営と同様に、その現金会計を管理しなければならない。その目的は地方団体の財政負担を最小化することにあるが、経常支出 (revenue expenditure) と資本支出 (capital expenditure) を別々の帳簿の現金会計で処理するわけではない。何に支出するかを会計帳簿によって知るためにには、一つのまとまった帳簿に記入する方が分かりやすく、別々の帳簿を管理する必要はない。実際の現金処理は、銀行の当座預金の残高がいか、いくらかのプラスになるように処理される。現金が当座預金にあっても利子を生まないからである。もし地方団体に余剰の現金がある場合には、他の地方団体に貸し付ける等の利子増殖を即座に図るべきである。

日常の経理は次のようになる。収入役は毎朝およそ9時半に銀行での状況を知り、その日にどのような支払い（例えば、県税の支払 (precept payments)、契約上の支払、給与・賃金の支払、借入金の返済）があるのかを知る。正確な金額が不明な場合には、推定額を計算する。同様に、受け取る金額（例えば、政府からの補助金）もわかるはずである。他の受け取り（例えば、地方税の徴収）については金額が推計される。収支を計算して黒字の場合には、利子を生むように処理し、赤字の場合には他の財源から補填する。どのように補填するかは補填する金額と期間による。

地方団体の活動が労働集約型であることは、週給あるいは月給として多額の金額が毎週あるいは毎月支払われることを意味しており、その結果、地方団体の支出は予想可能であることが多い。事業の中にはその性格上、季節的であることもあり、時おり一時的に多額の資本支出が行われることがあるが、それを除けば年間を通じて、地方団体の支出は予想可能である。

歳入に関してはいくらか堅実性に欠けるが、それでもなお予想可能であるといえよう。どのような収入があるのかは地方団体毎に異なっている。全体として見れば、地方団体の収入は政府からの補助金、地方税、賃貸料、その他の手数料等から構成される。ディストリクトの地方税収入は、税の分割払いが普及してきたため、年間を通じて均等化されている。県はその地方税分をディストリクトから受け取るが、月毎に受け取るのが通常である。同様に、政府からの補助金も、一定のパターンがある。新しい地方税制が実施されれば、財源も異なってくるだろう。ディストリクト及びロンドン区がコミュニティ・チャージに慣れるにはいくらか時間が必要であろうが、原則に変わりはない。

地方団体は年間を通じて様々な時期に、投資したり借り入れを行う。例えば、4月1日に地方税あるいはコミュニティ・チャージの課税通知を送付するが、まだその段階では徴収を開始していないため支払をするための財源がなく、また他からの歳入もない。しかし

支払は行わなければならず、また以前の借入金の支払をする必要もあるため、こうした支払の財源として借り入れを行うことになる。しかし、後に地方税あるいはコミュニティ・チャージからの収入が入るようになれば、黒字に転じるため、市場の利子率で貸し出すことになろう。そして再び財源が不足すれば、借り入れを行う。

地方団体の議員及び職員は、現金出納の予測が十分に可能であることを銘記し、可能な限り効率的に現金会計を管理することができる。速やかな徴収と支出の均等化が極めて重要である。

・借り入れ

現金の借り入れ能力は、地方団体の財政構造にとって基本的な問題である。その方法及び実際は次のようになる。

・なぜ地方団体は借り入れを行うのか

- 収入が入るまでの間の日常的な支出を賄うための財源として
- 投資的経費の財源として
- 以前に借りた資金を返済する財源として [これは投資管理 (portfolio management) の特徴である (第8章以下を参照せよ)]

上に述べたように、これら三つの理由は、実際には一つの銀行口座で取引上の処理が行われるため、明確に区別することは難しい。

理解しておくべきことの一つとして、地方団体が政府から資本支出の許可を得たということは、一定の期間——住宅は最長60年、その他の機械設備は最長20年——資金を借り入れする許可を得たということを意味するのであって、政府から与えられるわけではない。現在の資本支出を統制する制度の下では、こうした仕組みになっているが、政府の提案している新しい制度が実施されても変わりはない。

しかし実際には、一度にすべての資金を20年あるいは60年の最長期間で地方団体が借り入れするのではない。地方団体は、もし20年あるいは60年の場合には、住宅の60分の1あるいは機械設備の20分の1に相当する金額を毎年の歳入から除外し、60年あるいは20年の後に支払い終わることになる。しかしこの方法では、1年後にも利子を支払わなければならない借入金の59/60あるいは19/20が未払いのまま残っており、2年後にも58/60あるいは18/20が未払いのまま残っていることになる。この意味では、最長期間で資金を一括して借り入れする必要性は低く、長期の借り入れは相対的に高価なものとなる。

地方団体の借り入れに関して注意すべき点は、コストとリスクである。コストとは、利子率がどのくらいかということであり、リスクとは返済する際の利子がどのくらい高く

なっているかということである。また、一度に一括して借り入れるべきか、あるいは短期間で返済すべきかを考慮しなければならない。したがって実際には、地方団体の借り入れ期間は様々である。例えば、一晩だけ借りるとか請求次第でいつでも返済できるように借りるとか、7日間、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、5年、7年、あるいは通常最長の20年といった様々な期間で借りている。多くの地方団体は「地方債総合基金」(a consolidated loans fund)の制度を通して借り入れを行っている。

借り入れの様々な方法については第8章で述べた通りである。高額な場合には、ロンドン金融市場(London Money Market)から、あるいは政府の公共工事公債委員会(Public Works Loan board: PWLB)から借り入れ、少額の場合には私人から銀行の当座貸越に至るまで、幅広く借り入れる(当座貸越が他の借り入れよりどの程度利子が低いかによる)。金融市場からの借り入れは、様々な金融機関を通じて行われる。例えば、年金組合、銀行、保険会社、住宅建設組合、一般の会社、あるいは投資に当てられる余剰資金のある公共団体である。また、借り手と貸し手の仲介をして手数料をとる仲介業者を通じて借り入れが行われることもある。

地方団体には多くの借り入れ先があり、また借り入れのコストを低く抑えておく必要があるため、借り入れ方法に色々と工夫が凝らされている。しかし、地方団体が必要な金額をすべて自由に借り入れられるということではない。政府の規則には次のように規定されている。

- 短期(1年以内)借り入れは、借り入れている総額の20%を超えてはならない。
- 金融市场からの借り入れに関しては、その平均期間は少なくとも7年になるようする。

当座貸越についても金額に制限が設けられている。

・地方債総合基金はどのように運営されるか

地方債総合基金(CLF)は、投資支出の財源を確保するための内部的な仕組みと対外的な実際の貸し借りを調整する必要から生じてきた。前者の内部的な仕組みとは、法で定められている借り入れ期間(例えば、20年、40年、60年)での資金調達を意味し、後者は外部からの借り入れと期間満了(例えば、7日後、1年後、5年後)に伴う返済を意味している。

地方債総合基金は、行政上の便宜のためにのみ存在する。したがって、貸し手の債権や地方団体の債務に対して影響を及ぼすことはないし、特定の借入金と特定のプロジェクトとを関連づける(「特定化」(earmarking)地方債として知られている)必要もない。

まず、特定の支出に対する融資の割当から始める。例えば、特定の資産の購入あるいは建設が行われる際に、その投資支出を賄うための現金が地方債総合基金から融資される。これらの事業別会計、例えば学校にかかる教育事業会計は、地方債総合基金へ返済するため、その資産の有効期間全体に元利合計を割り振り、債務として計上する。

地方債総合基金は上に述べた借り入れ先から事業会計に融資した金額を借り入れるが、外部からの借入金及びその利子を返済するための金額についても、この地方債総合基金から支出される。事業会計から基金へ返済された元金は、外部に対する返済に当てられるが、他の事業への融資にも用いることができる。こうすることによって、外部からの融資を減らす結果にもなる。

既に述べたように、借入金の利子も地方債総合基金からまず支出されるが、年度内の借入金の平均利子率から計算された利子が各事業会計に計上される。

地方債総合基金の運用は、新しい投資支出に関する規則が導入されても、影響を受けることはない。

・地方団体への融資の安全性

地方団体に融資する人々は、地方団体への融資が第1級の債権であることを知っている。地方債は公式には中央政府によって引き受けられることはないが、地方団体に対するすべての債権は、地方税を徴収する権限を持っている地方団体の歳入に対して、平等の権利を有しているため、十分な返済を受けられることになる。

地方団体は、収入が入るまでの一時的な借り入れを除いて、経常支出に当てるための借り入れはできない。また、支出予想額を下回る地方税を課し、不足分を借り入れるという方法も禁じられている。このことはイギリスの地方財政制度の内在的な長所の一つであり、他の諸国とはこの点で異なっている。

・会計監査との関係

地方団体が適切な会計管理の制度を維持することは、外部会計監査と重要な関係を有している。そのため会計監査委員会（Audit Commission）は「地方団体における現金会計の改善」（Improving Cash Flow Management in Local Government）（1986年10月）と題する報告書を出版している。

第11章 出納財務官（treasurer）の役割

・法律の規定

1972年の地方自治法（以下、1972年法）は、出納財務官の任命及び歳入・歳出の安全かつ能率的な管理方法に関する具体的な規定を廃止したが、財務管理に関するより包括的な責任を地方団体に負わせることになった。1972年法は、次のように述べている。

- 「地方団体は、その地方団体の事務あるいは遂行することになった他の地方団体の事務を適切に遂行するために必要な行政官を任命しなければならない。」
(112条)
- 「すべての地方団体は、適切な財務管理を行う態勢を整えなければならない。また、行政官のうちの1名が財務管理に責任を負うようにしなければならない。」
(151条)

これらの規定は、地方団体の財務管理を適切に行うために、議会に対して及び究極的には地方団体の区域内の納税者に対して責任を負う行政官を議会が任命しなければならない、ということを意味している。

地方財政法の第8編は、1972年法の規定を強化したしたもののだが、出納財務官の任命に関する具体的な規定はない。すなわち、出納財務官あるいは財政担当官の職を法定職にする規定に欠けているが、次のことは述べられている。すなわち、

- 151条の行政官はすべて資格を必要とすること
- 151条の行政官が議会に報告しなければならない事項、及びその報告を審議する議会の手順

資格に関する限り、1988年法の113条は、すべての地方団体の出納財務官が公認会計士協会に所属することを規定している。公共団体公認会計士協会（CIPFA）はその一つである。

1988年法の116条には、地方団体の外部会計監査官は114条の報告を審議する会議の月日、時間、場所を知らされなければならないこと、及びその審議に従って地方団体が何を決定したかを知らされなければならないと述べられている。

1988年法の114条によって多数の報告書が作成されるわけではないが、作成された報告書が地方団体によって安易に扱われてはならないということは明かである。

また、1988年法のこの部分には、

- 114条に関連して、出納財務官が個人的な理由からその義務を遂行することが不可能な場合に、何をすべきかが詳しく述べられている。すなわち、出納財務官は彼の代理として活動する適正な資格を有したスタッフを任命しなければならない。
- 地方団体は出納財務官が114条の義務を遂行できるよう十分なスタッフ、施設、その他の資源——必要な場合には法律上の助言も含めて——を提供しなければならないということが規定されている。

1988年法の114条から116条までは、地方団体が時折直面する希だが困難な問題について規定している。加えて、経理と会計監査に関して地方団体が遵守すべき日常的な必要事項も述べられている。

環境大臣は、1972年法の116条に規定されている権限を行使して、1974年に経理及び会計監査規則 (the Accounts and Audit Regulations 1974) を制定したが、1982年の地方財政法に基づいて、1983年の経理及び会計監査規則 (1983年規則) として全面的に改訂され、1983年4月1日以降の経理に適用されている。1983年規則は、財務担当官 (financial officer) に関してとりわけ次のように述べている。

- 財務担当官は自分を雇用した団体からの指示に従い、経理の方法及び形式を決定する。また、その決定された経理方式を遵守し、記録を保存し、団体の経理を最新のものとして維持しなければならない。

財務出納官 (Treasurer) あるいは151条の行政官について本書では、次のような様々な職名で呼んでいる。すなわち、財務部長 (Director of Finance)、主席財務担当官 (Chief Financial Officer)、財務行政長官 (Head of Financial Services)、等。

・議員との関係

出納財務官とすべての議員との間に、とりわけリーダーあるいは議長との間に、スムーズな仕事上の関係があることは、大変望ましい。近年、地方団体の議員の政治的な両極化が進み、一部の地方団体で緊張が高まった。1988年法の114条から116条までの規定は、1980年代に生じてきた困難な状況に対する政府の対応として導入されたものであった。しかし一方で、議員は特定の政策を遂行するために選挙で選ばれた（しばしば政治綱領がその背景にある）という認識が出納財務官の側にあり、また他方、出納財務官は専門的な基準（その基準に従って行動する）を持っているという認識が議員の側にあるので、良好な関係を作ることは可能である。

1972年法の151条に基づいて、地方団体は「資格のある行政官」に法的な責任を負わせなくてはならないが、地方団体はそれ以外の責任も負わせることができ、このこと

が行政官と議員の関係に影響を及ぼすことになる。地方団体は、151条の責任を分散したり、あるいはそのポストに1名以上の職員を任命することはできない。採用した地方団体からの合法的かつ合理的な命令を任命された際の権限の範囲内で遂行することは、出納財務官の義務である。しかし、地方団体は出納財務官に対し（あるいは他のいかなる行政官に対しても）違法な行為を求める権限はない。こうした要求は無効であり、実施することはできない。

しかしながら出納財務官は、対立が生じたと考える場合には、法律の範囲内で専門的に行動することがその第1の義務である。

・出納財務官とマネジメント・チーム

出納財務官の重要な任務として、地方団体の事務総長（chief executive）及び他の幹部職員（chief officers）と協力することが挙げられる。出納財務官は幹部職員からなるマネジメント・チームの一員であり、地方団体の財務委員会（Finance Committee）の主要なアドバイザーであり、また同時に事務総長及び政策委員会（Policy Committee）あるいは政策資源委員会（Policy and Resources Committee）のアドバイザーでもある。

地方団体の財務担当部局と他の部局との間の緊密な関係は不可欠であり、出納財務官はこうした関係を維持する責任を有している。この関係として、財務情報の提供、及び効果的な管理及び政策決定を推進するための助言が含まれよう。すべての委員会（財政及び政策を担当する委員会のみならず事業支出を担当する委員会も）は、その提案の財政的な意味を知らされなければならない。また出納財務官は、財政的な意味に関して報告に参加すべきであり、同時に委員会に出席して提案にも参加すべきである。

最後に出納財務官は、自分の所属する財務部局の効果的な管理及び専門的な問題に対し直接責任を負っている。それらは次のようなものである。

- 借り入れ及び投資支出の会計
- 地方団体の現金会計の管理
- 保険への加入
- 投資の管理
- 歳入の確保（住宅部局による賃貸料の徴収）
- 支払の実施

これらと共に、財務関係の書類を保存し、会計監査に備えることも出納財務官の責任に属する。

・出納財務官の個人的責任

裁判所は、特殊なケースとして、地方団体の特定の支出を違法とすることがある。その際、「違法とされた支出に対し責任を有するものは、当該地方団体に対し支出の一部または全額を返済しなければならない」という命令が裁判所から下される場合がある。こうした命令は、特定の個人が不合理な行為をしたことが裁判所にとって明白な場合にのみ、下される。

特定の支出に対し「責任を有するもの」を誰とするのかについての裁判所の判断基準は、あまり明確ではない。しかしながら、一つの指針として、出納財務官が次のような場合、責任を有するものとされる可能性が高い。

- 出納財務官が権限を委任した範囲内で違法な支出が行われた場合
- 出納財務官が議員に対しその財務行為の結果を助言し忘れた場合、あるいは議員に対し明らかにすべき財務情報を知らせなかつた場合
- 出納財務官が不注意によりその支出が違法であることを知らなかつた場合、あるいは違法の可能性を知っていたが、法律上の助言を受けなかつたりあるいはその疑問を明らかにしなかつた場合
- 正確な金額を徴収しなかつたことにより損失が生じた場合
- 出納財務官の不注意あるいは悪意により損失が生じた場合

新しい財務報告の制度に関する限り、1988年法の114条から116条には、重大な財政問題が生じた場合に、出納財務官及び地方団体が何をなすべきかについて規定されている。

114条には、もし地方団体、委員会、あるいは職員が次の行為をした場合には、出納財務官は地方団体に報告しなければならないと規定されている。すなわち、

- 地方団体を違法な支出に関係させる決定を行った場合、あるいは行おうとしている場合
- 地方団体に損失あるいは損害をもたらす違法な行動をとった場合、あるいはとろうとしている場合
- 地方団体の会計に違法な支出を計上しようとしている場合

加えて、出納財務官は会計年度内の歳出が歳入を上回る恐れがあると信じる場合には、地方団体に報告しなければならない。

こうした極めて重大な状況において、1988年法の第8編に基づいて地方団体に対する報告が行われる。

1988年法の114条に基づく報告を出納財務官が行う場合には、地方団体のすべての議員及び外部会計監査官(external auditor)にコピーを送付しなければならない。

1988年法の115条には、114条に基づく報告書が発送されてから21日以内に、地方団体は当該報告書を審議する会議を開催しなければならないと規定されている。また、地方団体はその報告書が審議されるまでの間、次の事項を守らねばならない。すなわち、

- 報告書が提出されるに至った経緯を追求してはならない。
- 地方団体の支出に見合う十分な歳入がないことを理由として報告書が提出された場合には、いかなる支出も行ってはならない。

114条に基づく報告書が審議される以前に、このような活動あるいは支出の禁止規定を地方団体が無視した場合、地方団体の活動は違法あるいは「越権行為」(ultra vires)とみなされる。

第12章 内部会計監査及び外部会計監査

・内部会計監査 (Internal Audit)

環境大臣による1983年の経理及び会計監査規則 (Accounts and Audit Regulations) は、すべての地方団体が十分でかつ効果的な内部会計監査の制度を備えることを定めている。内部会計監査の制度は、地方団体の組織内で独立した業務評価機能を持つものであり、すべての管理レベルの活動を検討する。

内部会計監査は、ほとんど例外なく出納財務官の役割であり、次の事項に関して検討、評価、報告を行うことが内部会計監査の責任である。

- 組織内の資源の能率的な活用に寄与するための内部統制（財政的な統制のみならず非財政的な統制も含む）の有効性
- 各部局あるいは事業部局における管理者による行政統制の健全性、適切性、適応性
- コンピュータ・システムの健全性、適切性、適応性
- 地方団体の資産及び利益がどの位明らかにされ、損失を防ぐ手段がどの位講じられているかの程度
- 浪費、過剰、あるいは金銭的効率性の低さから生じる地方団体の損失を防ぐ手段
- 不正行為の防止及び発見手段
- 組織内で作成された財務及び管理用データの適切さと信頼性

内部会計監査がこうした責任を果たすためには独立性が不可欠であるが、その独立性は会計監査報告の前後にわたっての管理レベルでの相互連絡、部局間の密接な協力関係を阻害してはならない。地方団体の中には、内部会計監査の報告書を各委員会に提出し、当該年度に行われた事業を評価するところもある。こうした報告書の中では、内部統制の弱点が明らかにされ、議員の注意を喚起するために重要な会計監査上の問題点が指摘されている。

同様に、会計監査のための資料と能力を最大限に活かすためには、意味ある情報の交換を含めて、内部会計監査と外部会計監査の密接な協力も必要である。

すべての地方団体は、外部会計監査官の法定報告書（次節を参照）及び内部会計監査の年次報告を検討する責任を有する委員会を組織内部に設ける必要がある。こうした責任は、地方団体の財務委員会 (Finance Committee) に与えられるか、業績評価小委員会 (Performance Review sub-committee) などの小委員会に委任されることになろう。あるいはこうした機構がない場合には、これらの報告書を検討するという特定の責任を持った監査委員会 (audit committee) を設置することができよう。

・外部会計監査（External Audit）

1982年の地方財政法は、イングランド及びウェールズの地方団体の会計監査に関する新しい制度を導入した。すなわち、この法は、イングランド及びウェールズの地方団体の会計監査官を任命するという責任を有する会計監査委員会（Audit Commission）を設置した。会計監査委員会によって任命される会計監査官は、役人や民間会社の人間ではなく、会計監査委員会に所属する個人である（会計監査委員会については、更に後述する）。

・外部会計監査官の義務

外部会計監査官の基本的な義務に関しては、1982年法の15条に規定されている。そこには、会計監査官は次のことを求めるとして述べられている。すなわち、

- 23条に規定されている規則に従った帳簿が用意され、またその帳簿に適用されるすべての法的規則に適合していること
- 帳簿全体に適切な方法が維持されていること
- 会計監査を受ける団体はその資源の利用に関して経済性（economy）・能率性（efficiency）・有効性（effectiveness）を保障する適切な仕組みを備えていること

こうした義務を遂行する上で、会計監査官は当分の間効力を有している会計監査実務規則（the code of audit practice）に従わなければならない。また会計監査官は、会計監査中に知ることになったいきなる事項に対しても、公益を考慮して、また地方団体の検討を求めるために、あるいは住民の注意を喚起するために、その事項を報告書に記載するかどうかを判断しなければならない。さらに、公益を考慮してそうした事項が、最終的な報告書以前に、中間報告書として速やかに公表されるべきかどうかについても、判断しなければならない。

このような会計監査官の権限及び義務に関して、ウィディコム委員会の提案によって変更がもたらされた。詳細については、第16章を参照せよ。

・会計監査実務規則（Code of Audit Practice）

1982年の地方財政法に基づいて任命されるすべての会計監査官は、会計監査実施中、会計監査委員会の会計監査実務規則を遵守しなければならない。国会の承認を必要とするこの規則は、会計監査官が法に従ってこれらの義務を遂行する方法を定めており、また会計監査官が用いる基準（standards）、手順（procedures）、及び専門技術（techniques）に関して会計監査委員会がもっともふさわしいと考える技術基準を明らかにしている。

・公益を考慮した報告

公益を考慮した報告書が外部会計監査官から提出された場合、議員はその報告書に対して特別の注意を払う必要がある。なぜなら会計監査報告書は、地方団体の納税者に対して公表された公的な文書であり、通常は望ましくない事態に対して注意を喚起するものだからである。公益を考慮した会計監査報告書が実質的に意味を持つ事項は、次のようなものである。すなわち、

- 法の規則に従っていない事例
- 一般会計、県の基金、住宅特別会計、公債基金、あるいは予備基金に関する欠損
- 帳簿に関する会計監査官の見解が裏付けられた場合の事実
- 資源の活用に関して、経済性・能率性・有効性を保障する仕組みの欠如、あるいはその弱点
- 不必要的支出、及び浪費、贅沢、非能率な財務管理、乏しい金銭的効率性、過誤、あるいは他の原因に基づく歳入の欠損
- 責任が適切に果たされなかった事例
- 1982年法の19条及び20条に規定されている妨害行為
- 不品行（misconduct）あるいは詐欺行為（frauds）

・外部会計監査官の義務

外部会計監査官は、合法性の問題、不品行による損害、経理に対する疑問の表明権に関連して、特別な義務が負わされており、これらの義務を遂行するために、監査目的に必要と考えられるすべての文書にアクセスすることができる。

例えば、違法な支出があると会計監査官が判断する場合、会計監査官は1982年法の19条に基づいて、裁判所にその支出が違法であることを宣言するよう求めることができる（環境大臣が制裁措置をとった場合を除いて）。このような宣言が行われた場合には、裁判所は責任のある人物に支出の一部または全額を返済し、経理帳簿を訂正するよう命令することができる。

また、1982年法の20条に基づいて、会計監査官が次のような事態を発見した場合には、会計監査官はその人物の責任となる損失あるいは損害の額、場合によってはそれらの総額を計算しなければならない。すなわち、

- 会計に本来含まれるべき額が含まれず、まだそのことが環境大臣の制裁を受けていない場合
- 損失あるいは損害が悪意の不品行によってもたらされた場合

である。その計算額が認められなかった場合には、控訴する権利も与えられている。

・会計監査以前における住民の閲覧のための便宜

会計帳簿及び書類は、会計監査が実施される前の15日間、住民に公開されなければならない。関心を有する者は誰でも、これらの会計帳簿、「関連する図書、証書、契約書、請求書、領収書のすべて」を調査することが許されており、また複写することも許されている。

これらの会計帳簿が関係するいかなる地域の有権者あるいはその代理人は、外部会計監査官の前で会計帳簿に関して質問することが許されている。またすべての有権者は、会計監査官あるいは地方団体に事前に通告することによって、合法性、不品行による損失、会計への計上の不履行、あるいは会計監査官が公益に照らして報告書に記載したいかなる事項に関しても、会計監査官の前で異議を申し立てることができる。

・特別会計監査

会計監査委員会は、有権者から特別会計監査の請求がなされた場合、委員会の任命する会計監査官に特別会計監査を行うよう命じることができる。また、会計監査官の報告書を検討した結果に基づいて、あるいは他の理由によっても、委員会が望ましいと判断する場合には、特別会計監査を命じることができる。さらに環境大臣も、公益に照らして特別会計監査が望ましいと判断した場合には、会計監査委員会に特別会計監査を命じができる。

・外部会計監査官の新しい権限

1988年の地方自治法は、外部会計監査官に対し特定の状況において、いわゆる「最高権限」(top power)として知られている権限を付与した。外部会計監査官がこの権限を行使すると、地方団体は外部会計監査官から出された禁止命令に記載されている活動を禁じられることになる。この新しい権限に関しては、第16章のウィディコム委員会に対する政府の対応に関する記述の中で、詳しく述べる。

・会計監査委員会 (The Audit Commission)

会計監査委員会は、13名から17名で構成され、地方団体の協議会及び他の適当と考えられる団体との調整を経てから、国務大臣によって任命される。

会計監査委員会は、法人格を有する団体である。すなわち、独立した法的資格を有し、契約を結び、その名称で告訴あるいは告訴されることが可能である。さらに、国のために活動を行っているわけではなく、また委員会のメンバー及びスタッフは公務員であるわけでもない。

会計監査委員会は、独立した会計を有しており、委員会が決定した会計監査手数料に基づいて、会計監査を行った団体から徴収した手数料が主たる収入である。委員会の会計は会計監査院長（the Comptroller and Auditor General）によって審査され、委員会は年次報告を公表することが義務づけられている。年次報告は大臣に送付され、大臣が国会に提出する。

委員会は、会計監査を行うという責任の他に、次に述べる事項を処理あるいは促進する。

- 地方団体のサービス、及び1982年法に基づいて会計監査が義務づけられている団体のサービスに関して、その経済性・能率性・有効性を改善するための、及びそうした団体の財務管理及びその他の管理を改善するための提言を可能にする比較研究及びその他の研究
- これらの団体のサービスの提供に関するその他の研究

及び会計監査院長等との合意事項として、

- 次に掲げる事項の効果に関する調査報告を可能にするための研究（「27条研究」として知られている）

*法律の特定の規定あるいは諸規定の運営
*国務大臣からの指揮あるいは指示

- 地方団体のサービス、及び1982年法に基づいて会計監査が義務づけられている団体のサービスに関する経済性・能率性・有効性についての研究、及びそうした団体の財務管理についての研究

第13章 金銭的効率性 (Value for Money)

本章では、議員、地方公務員、会計監査官等による地方団体の金銭的効率性を守る責任について検討する。

もっとも簡単にいえば、金銭的効率性を守るということは、最小のコストで必要を満たすことである。1982年法は、外部会計監査官に地方団体（1982年法に基づいて会計監査されるべき団体）がその資源の利用に関して「経済性・能率性・有効性を保障する」仕組みを適切に維持する義務を負わせている。この3E、すなわち、エコノミー、エフィシェンシー、エフェクティヴネスが、「金銭的効率性」を意味している実際的な概念である。

金銭的効率性を有していない例として、次のようなことが指摘できる。すなわち、

- 学校のセントラル・ヒーティングは暦に従って動かされる。すなわち、10月1日から4月30日までスイッチが入れられる。気温に従っているのではないため、教師は暖かい秋には室温を下げるために窓を開け、5月の寒い日には子供達が震えているのただ見ていいなければならない。
- ほとんど使われない設備を即座に購入すること。必要な場合にレンタルをすることによって、コストを下げることができる。
- 個人住宅で老人の在宅ケアが可能な地域に老人ホームを建設すること。しかし、他方で擁護を必要とする老人に在宅ケアが不足していること。
- 税金の未納に対してそれが高額になるまで重大な措置が採られない徴収システム。
- サービスにかかるコストを定期的に検討しないこと。

地方団体の金銭的効率性を高めるためには、議員、事務総長、その他の管理職、及び会計監査官（内部及び外部）の協力が必要である。議員のレベルでは、金銭的効率性を求めるることは、事業担当委員会（教育委員会や社会福祉委員会等）及び中央委員会（政策資源委員会や財務委員会、業績評価委員会等）の活動にかかわってくる。

職員レベルでは、特に事務総長、出納財務官、人事担当官は、それぞれの地方団体の計画及び業績評価のシステムの一環として——組織及び管理（O&M）、作業研究部局、内部監査、あるいは燃料節約課等の専門部局から援助を受けながら——次の事項が考慮されるよう配慮しなければならない。すなわち、

- 地方団体は、議会で決定が下される前に政策の選択肢を十分に検討すること
- 提供されるサービスの質、量、時宜、及びコストに関して、また提供されたサービスが需要を満たす有効性に関して評価すること

外部会計監査官は、1982年法によって、地方団体が3Eを保障する適切な仕組みを備えるよう配慮する義務が与えられている。と同時に、他の地方団体との業績比較を行うことによって、また他の地方団体で見聞した望ましい方法を伝えることによって、地方団体を助けることができる。

会計監査委員会もまた3Eを促進するよう努力する役割を有している。会計監査委員会には、サービスの提供に際しての経済性、有効性を改善するための提言を可能にする研究を実施する権限が1982年法によって与えられている。また会計監査委員会に保存されている各地方団体の資料によって、金銭的効率性がよく維持されている地域がどこであるかといった点に関して、示唆を得ることができよう。

金銭的効率性に関する役割は他の団体も有している。地方団体管理・コンピュータ委員会 (Local Authorities Management Services and Computer Committee: LAMSAC) は、「業績評価と議員」という内容を含むこうしたトピックを扱った文書を発表している。また、公共団体公認会計士協会 (CIPFA) も、LAMSAC及び地方団体事務総長協議会 (Society of Local Authorities Chief Executives: SOLACE) と協力したものを含めて、幅広い統計関係及びその他の出版を行っている。

これらの金銭的効率性に関する様々な情報、助言、説得に加えて、1988年の地方自治法はすべての地方団体が特定の活動に関して外部との競争を行うよう規定している。とりあえず、次の活動に関して入札制度が義務づけられることになった。すなわち、

- ゴミの収集
- ビルの清掃、及びその他の清掃作業
- 学校、福祉施設、及びその他の施設に関する給食
- グランドの維持整備
- 自動車の維持修繕

しかし、これらのサービスすべてに競争が導入されたとなると、次にはコンピュータ業務など他の業務が入札の対象としてリストアップされることは間違いないだろう。

金銭的効率性の問題は単に地方団体の問題ではない。会計監査委員会は、1982年法に基づいて、次の事項が地方団体のサービスの経済性、能率性、有効性に対してもたらす影響についての報告を可能にする研究を行う権限が与えられている。すなわち、

- 法律の規定
- 大臣の指導

である。会計監査委員会は、この権限を行使して、包括補助金のシステム及び現行の投

資支出を統制するシステムの両者に関して、その運営に批判的な見解を述べている。

第14章 情報公開 (Publication of Information)

地方団体の議員と地方の報道機関は、地方団体の活動に関するニュースが幅広く住民に知れ渡るような活動を従来から行ってきた。しかし、地方団体もその情報を公開することが法的に義務づけられており、最近では1985年の地方自治（情報公開）法や1986年及び1988年の地方自治法に規定されている。地方団体はまた、データ保護法にも従うことが定められている。

・法的規制

1982年の地方自治法は、年次会計報告の公開を義務づけている。規定によれば、会計監査を受けた決算報告書、資本会計及び経常会計、経理方法に関する基本の説明、前年とは異なった方法を用いた場合にはその説明、が公開されるべきものとして含まれている（バリッシュに関しては規定されていない）。公開の詳細さに関しては、地方団体が決定できることになっている。

第2に、地方税の請求に関して、税額をどのように計算したかについての説明書が、請求書とともに送付されなければならない。さらに、サービスにどのくらいコストがかかるか、それは1ポンド当たりの税額としていくらになるかといった数字が含まれていなければならない。課税制限命令を受けた地方団体は、その同意書も送付しなければならない。

第3に、上に触れた1985年の地方自治（情報公開）法には、報道機関を含む住民の権利として、議会及び委員会に出席できることが規定されている。この点については後に扱う。

・地方団体の会計

地方団体の会計責任に関する主要な規定は、1982年の地方財政法の第3編である。それによれば、地方団体の会計はその地方団体の財政状況を「正しく表す」ものでなければならない。公共団体公認会計士協会（CIPFA）は、地方団体の会計の形式と内容に関する実務規則集を出版している。この実務規則集は、地方団体の協議会で採用されており、また環境大臣から承認を受けたものである。また、会計基準委員会（the Accounting Standard Committee）によって全体としての会計専門職からも承認を受けている。

・1985年の地方自治（情報公開）法

この法の目的は、地方団体の会議、報告書、他の公文書に対する住民のアクセスを

拡大することである。

この法は住民に対して次のような権利を与えていた。すなわち、

- 秘密情報が審議される会議の全部または一部を除き、すべての議会及び委員会の会議に出席すること
- 同様に秘密情報に対する制限を除き、すべての議会及び委員会の議事項目、その他関連する文書、議事録を閲覧すること

この法によれば、公文書はそれが議会あるいは委員会で審議される以前に少なくとも3日間、住民の閲覧のために公開されなければならない。但し、次の場合を除く。

- 会議が急きよ開催され、会議開催の後に住民の閲覧のために公開されなければならない場合
- 会議の議事項目に1項目が追加され、その追加された後に報告書及び他の公文書が公開されなければならない場合

この法は、委員会の議事項目に事後的に項目を追加することを好ましくないと考えている。重要な項目は、それに関連する報告書及び他の資料が少なくとも3日間、住民の閲覧に付されなければ、会議で審議することができないとされている。但し、次の例外がある。

- 急きよ開催された会議——すなわち、3日以内の通知で開催された会議——で審議されることになっている項目
- 議長が緊急の審議を必要と認めた項目

住民の情報に対するアクセスを拡大することがこの法の目的ではあるが、議員に知らされる以前の情報に対してはそのアクセス権を否定している。

この法は、「合理的な時間に」議事項目、報告書、その他の資料を閲覧にするよう地方団体に求めているが、次の事項に関しては料金の賦課を許している。

- 新聞の郵送料及び文書の送付料
- 関連資料の公開に対する「合理的な手数料」
- 文書のコピー（あるいは抄録）の提供に対する「合理的な手数料」

議事項目、議事録、その他の公文書を管理している者は、「正当な理由」がなければ、情報へのアクセス権を妨害してはならず、また公文書のコピーを拒否することもできない。もしやした場合があれば、料金あるいは有罪となる。

地方団体にとっての課題の一つは、この法及びデータ保護法に応じることである。

- ・データ保護法

この法の目的は次の2点である。すなわち、

- （主として）コンピュータに記録されている情報の誤用あるいは漏洩から個人を保護すること
- 「個人情報自動処理に関する個人の保護についての歐州理事会合意」（the Council of Europe Convention for the Protection of individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data）を承認しない場合に生じる英國と他の諸国との国際貿易上の障害を避けること

この法には、「自動処理の意味」が何かについて詳しく述べられていないため、電子タブライター、ワープロ、コンピュータで処理されたすべてのデータがそこに含まれることになる。

またこの法は、データの利用者に、次のことを求めている。すなわち、

- 保持するデータの種類、その利用目的、情報源、公開してもよい人々、情報が伝達される英國以外の外国名を、データ保護登録官（Data Protection Registrar）に登録すること
- 利用している個人データの種類、及び収集・利用に適正な方法を用いていることを明らかにすること

更にこの法は、個人の権利として次のことを規定している。すなわち、

- 自己情報へのアクセス権
- データの喪失あるいは破壊、データの誤った公開、及び間違っているデータの利用による損害及び慰謝料の訴訟による賠償請求
- 間違っているデータの訂正あるいは削除の申し立て

この法は、データの利用者としての地方団体及び他の機関に適用される。

地方団体が個人に対して自己情報を公開しなくてもよい主な例としては、次の事項に関連して保持されている情報である。すなわち、

- 情報へのアクセスが、犯罪の防止あるいは捜査、犯罪容疑者の逮捕及び訴追、税の評価及び徴収という活動を妨害する恐れのある場合
- 生活保護の対象となる者の情報で、環境大臣が特別の規定を設けた場合

- 法律で規定されている場合
- データが他の目的に利用されずあるいは公開されない場合、あるいは調査結果として公表されても個人が特定されない場合の、統計あるいは調査結果
- 給与・賃金・年金の支払、あるいは販売・購入の金額

地方団体を含めたデータの利用者は、その給与支払明細及び経理をデータ保護登録官に登録しなくともよい。しかし給与データは、次のことを除けば、公開してはならない。すなわち、

- 給与の支払に責任のある人物
- 保険業務についての助言を得るため
- 職業病の調査
- 会計監査
- データ利用者の財務に関する情報の提供
- データの本人が公開を求めた場合、及び同意した場合

経理上のデータは、会計監査の場合、及びデータ利用者の財務に関する情報を提供する場合にのみ、公開しうる。

・実務規則 (Codes of Practice)

1980年の地方自治・土地法（第2編）には、広報活動に関して若干の規定があり、環境大臣に対して実務規則を制定する権限を与えている。それに基づき、環境大臣は、年次報告、職員統計、及び地方税額に関する情報について、実務規則を制定した。同時に地方団体は、広報活動を推進するために、住民に対する財務報告を分かり易く合理的なものにするよう努力している。

広報活動の目的は、

- 納税者等に地方団体の活動に関する明確な情報を提供するため
- 有権者、納税者、及び他の利害関係者に、他の地方団体との比較・評価を容易にするため
- 地方団体の議員がその団体の活動に関する判断を下すのに役立てるため

である。1980年代はじめ、政府は広報の内容、とりわけ政治的見解を含む広報に関心を寄せた。その結果、ウィディコム委員会（第17章参照）が調査に乗り出すことになり、さらに重要なことに、1986年の地方自治法が制定された。

1986年法は、

- 政治的な広報を禁止し、
- その他の広報活動に対しても制約を与える。
- 広報の費用については別会計を要求し、
- 実務規則を提案している。

広報が禁止されているものとして、「住民の政党支持に影響を及ぼすと考えられる情報の一部または全部」と規定されている。また地方団体は、こうした活動を推進するものに援助を与えてはならない。

その他の制約については、公開する情報は地方団体の事務（functions）に関連しなければならないと規定されている——従来は地方団体に関する事項（matters）と規定されていた。

1988年の地方自治法は、1986年法の規定を明確にしたものである。改正の主たる要点は、公開文書が禁止されているものか否かを判断する際に、地方団体は次の点を考慮しなければならないことを強調していると考えられる。すなわち、

- 文書の内容
- 時宜及びその他の状況

を考慮して、地方団体は文書を公開すべきである。

（これらの改正に関しては、第16章で詳細に扱う。）

・地方税の請求

レイト請求書

個々の納税者に送られる地方税請求書に付随する情報は、実務上から、2つの部分に分けられる。第1の部分には、請求書と同じ書類上に、税額の計算方法、県税の額、地方税の中のディストリクトの税分、地域の地方税評価額、1ポンド当たりのサービス支出、支払方法、各種手当の申請方法がそれぞれ説明される。

第2の部分には、別の書類上で、地方団体の歳入・歳出、及び地方税制度に変更をもたらした要素が説明される。課税制限命令を受けた地方団体は、地方税の上限が示されている大蔵省からの証明書を同封しなければならない。また、こうした財務情報に関して、サービスの提供に必要な職員数の詳細、サービスの統計的な説明、及び将来の計画が、有益な情報と考えられる。関連する実務規則によれば、地方税を直接支払う人々にはこれらの全情報が送付されなければならず、また家賃として地方税を払う人々にはそれに関連す

る情報が送られなければならないと規定されている。

コミュニティ・チャージ請求書

1990年4月1日よりイングランド及びウェールズにおいて、コミュニティ・チャージが居住用地方税にとって替わる。

将来、地方税課税団体は、コミュニティ・チャージ請求書にあるいは添付する文書上に、従来と同じような説明を加えなければならないという規則が制定されると考えられる。少なくとも、課税団体はコミュニティ・チャージ請求書に、次のような情報を加えるべきであろう。

- 県内における成人1人当たりの支出、県・ディストリクト・パリッシュ（あるいはタウン）毎の成人1人当たりの支出、及びそれぞれの前年の支出
- 各地方団体の支出に関する政府の支出見積、及び成人1人当たりの支出
[環境省及びウェールズ省は、パリッシュ（あるいはタウン）の支出を別のものとして扱わないため、政府のディストリクト分の支出見積にはディストリクト及びパリッシュの両者が含まれていることを説明する必要がある。]
- 地方交付金などの中央政府が地方団体の支出に対して補助する金額、及びその成人1人当たりの額
[イングランドに関しては県毎の見積が示されるが、ウェールズに関しては県及びディストリクト毎の見積が示される。]
- 非居住用レイトの配分額、及びその成人1人当たりの額
[イングランドに関しては県毎の見積が示されるが、ウェールズに関しては県及びディストリクト毎の見積が示される。]
- 1990-91年から1993-94年の暫定期間におけるセイフティ・ネットへの支出額とそこからの収入額、及びその成人1人当たりの額
- もし地域内のすべての納税義務者からコミュニティ・チャージを徴収できない場合に生じる損失見込み額、及びその成人1人当たりの額。環境省はこれを「再考慮」項目('reconciliation' item)と呼んでいるようである。

こうした点を考慮すると、典型的なコミュニティ・チャージ請求書は次のような形式になろう。

典型的なコミュニティ・チャージ請求書

(1人当たり)

今年度	昨年度
計画された 支出に要す る額	標準的サー ビスに要す る額

ディストリクト	£ 69	£ 68	£ 78
	£ 68	£ 12	£ 12
パリッシュ	£ 12	£ 68	£ 78
	£ 12	£ 68	£ 78
県	£ 604	£ 574	£ 566
	-----	-----	-----
	£ 685	£ 642	£ 646
	=====	=====	=====
差し引く項目			
政府からの補助	£ 231	£ 231	£ 229
	£ 231	£ 231	£ 229
非居住用レイト	£ 233	£ 233	£ 220
	£ 233	£ 233	£ 220
	-----	-----	-----
合計	£ 221	£ 178	£ 196
	=====	=====	=====
加える項目			
暫定期間の 支出・収入	£ 45		
	£ 45		
再考慮項目	£ 4		
	=====		
コミュニティ ・チャージ額	£ 270		
	£ 270		

・年次報告 (Annual Reports)

年次報告に関する実務規則は、主として公共団体公認会計士協会（CIPFA）及び地方団体事務総長協議会（the Association of Local Authority Chief Executives）の提案に基づいている。簡潔に表現すれば、年次報告は、解説的事項、財務的事項、及び統計的事項をまとめたものであり、地方団体の全体としての管理及び財務報告を総合するための情報である。

年次報告には、地方団体の政策を実施するための歳入が説明されるべきであり、またその業績と効率性が実際的な意味で測定されるべきである。また、当該年次に何が達成されたか、その当初の計画はどうであったか、及び前年度は何が達成されたか、について比較する必要がある。さらに、標準的な統計を用いて、当該地方団体の業績と他の地方団体の業績との比較も必要である。この標準的な統計については、公共団体公認会計士協会が公表している。

年次報告をどのような形式で発表するかについては、地方団体の裁量に任されている。実際には、大きく「りっぱな」装丁のものから簡単な冊子のものまで、幅広い。また、地方団体によっては、地域内の全世帯に配布できるよう新聞スタイルの報告書を公表しているところもある。

さらに、現業部門（direct service organisation: DSO）を有する地方団体は、その現業部門の活動に関する年次報告を公表しなければならない。その場合、会計は別にしておく必要があり、また一般会計への繰り入れ額を明らかにする必要がある。

・比較のための統計

従来から公共団体公認会計士協会及び県出納財務官協議会（the Society of County Treasurers）は、地方団体の支出に関する資料の収集及び公表に努めてきた。こうした情報は当初、出納財務官によって収集され、また主として彼らによって利用されていた。1970年代の初め、これらの2団体が地方団体に関する情報の公開の重要性を認識し、共同で統計情報サービス（the Statistical Information Service: SIS）を設立した。また、各地方団体で統計の開発及び利用にかかる専門的な行政官によって学際的な管理委員会（multi-disciplinary management committee）が設置された。

多くのサービスに関して、地方団体の予算上の見積と後の実際の支出に基づいて、データが作成される。こうした統計には、財務上の数字のみならず、非財務的な数字も含まれる。例えば、部門単位の費用とともに、対象顧客数、児童生徒数、老人数などである。こうした情報から、地方団体の支出レベルや個々の地方団体の業績についての印象をつかむことができる。しかしながら、こうした公開統計情報は調査の第1歩であり、確かな結論を導くためには、より詳細な調査が必要であることはいうまでもない。

地方団体の議員並びに職員は、関連する統計情報及びその比較に関心を持つべきであるといえよう。一般論として、どの地方団体もそれぞれに異なっている、と考えることだけでは不十分であり、統計情報によってその違いを議論することに意義がある。もし地方団体間にそうした違いがあるなら、その理由は追究されるべきであり、その違いを正当化しようとする議論は検証されなければならない。

必ずしも支出の多い地方団体が非能率であるとは限らないし、また支出の少ない団体が能率的なサービスの提供を行っているともいえない。いうまでもなく、地方団体はそれぞれの異なった基準でサービスを提供している。しかし、地方団体のアウトプットを測定することはしばしば困難である。例えば、教育サービスの水準を測定する方法はどのようなものであろうか。その意味で統計情報は、地方団体の支出水準が計画したサービスの水準に対応しているかどうかを判断する基準を提供してくれる。地方団体がその支出を決定する際、提供するサービスの水準を明確にすることは極めて重要であるが、こうしたことが明確にされた例は少なかったといえよう。競争入札制に関する規定が偶然にもたらした1つの結果として、地方団体は入札基準を作成する際に、必要なサービスの水準を明確にする必要が生じてきた。

統計情報サービス（SIS）から公表される情報に加え、他の組織、とりわけ中央省庁も地方団体の活動に関する情報を公表している。例えば、教育科学省は「教育統計」（Statistics of Education）を年に数冊発表しており、また環境省は地方団体支出統計の他に、地方団体の職員統計や計画手続に関する詳細な広報を出している。中央省庁の統計は主として国全体としての数字を扱っているが、公共団体公認会計士協会は個々の地方団体に関する情報を扱っている。

・会計報告の閲覧

情報公開の規定に関して、第12章の会計監査で既に述べた通り、有権者は会計監査前の15日間、会計報告を閲覧し、外部会計監査官に質問する権利を有している。こうした情報へのアクセス権は、一部の例外を除いて、地方団体のほとんどすべての公文書に適用される。地方団体が従うべき一般的な規則として、商業上の不当な利益を閲覧者に与える情報、及び秘密を前提に収集された情報を公開してはならない、ということであるが、後者の例として、教育奨学金の申請に関連して収集された個人の詳細な情報があげられる。公開・非公開の判断が困難な場合には、裁判所が決定する。会計監査委員会（the Audit Commission）は、会計報告の閲覧を希望する人々に対する案内書を公表している。この案内書によれば、地方団体の個々の政策が法律の範囲内にあるとするなら、こうした政策に対して会計監査官の権限は及ばないと述べられている。

仮に不正な行政が行われた場合、被害を被ったものは、議員を通じて、オンブズマン

(Ombudsman) に不服申し立てを行うことができる。オンブズマンは様々な公文書に対してアクセスできる幅広い権限を有しており、また職員に対して質問する権限も有している。オンブズマンは調査の結果を公表し、不正な行政が行われたか否かに関して、結論を下す。

「CLAIR REPORT」既刊分のご案内

N O	タ イ ト ル	発 刊 日
第 13 号	英国の 1990 年統一地方選挙	1990 / 5/28
第 12 号	英国の地方財政読本 (6) ー付録ー	1990 / 5/28
第 11 号	英国の地方財政読本 (5) ー地方団体の会計処理ー	1990 / 5/28
第 10 号	英国の地方財政読本 (4) ー地方団体の予算ー	1990 / 5/28
第 9 号	英国の地方財政読本 (3) ー地方団体に対する交付金制度ー	1990 / 4/27
第 8 号	英国の地方財政読本 (2) ー地方税 ; 現行税と新税ー	1990 / 4/27
第 7 号	英国の地方財政読本 (1) ー地方団体の収入と支出ー	1990 / 4/27
第 6 号	A C I R (政府間関係助言委員会) の概要	1990 / 3/26
第 5 号	英国地方財政統計 1986 / 87	1990 / 3 / 1
第 4 号	米国連邦政府 1991 会計年度予算について	1990 / 2/27
第 3 号	コロンビア特別区に見る自治制度 ー首都ワシントンの制度的性格と今後の展開ー	1990 / 2 / 1
第 2 号	ロンドン・ドックランドの開発と行政	1990 / 1 / 4
第 1 号	英国の新地方税システムーコミュニティ・チャージー	1989/12/27